

年末年始のごみ収集について

年末年始のごみ収集の日程は、次のとおりとなります。年内は通常どおり収集しますが、**年明けの1月1日から1月3日までは、ごみの収集はお休みとなります**ので、よろしくお願いします。

	12月28日 (日)	12月29日 (月)	12月30日 (火)	12月31日 (水)	1月1日 (木)	1月2日 (金)	1月3日 (土)	1月4日 (日)
もえるごみ	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	お休み きちんと分別しよう!! 西原町もえるごみ 西原町もえないごみ			
もえないごみ								
危険ごみ								
粗大ごみ								
資源ごみ								

※休みに伴う振替収集はありませんのでご協力ください。

お問い合わせ：環境安全課 環境保全係 TEL:098-945-5018



健康だより 年末年始は“肝臓”だって、お休みしたい! ～健康的にお酒を楽しむコツ～

西原町民は、お酒を飲みすぎ?

年末年始の忘新年会シーズン、あなたはついお酒を飲みすぎてしまった経験はありませんか?多量飲酒は がん、脳出血、肝臓がん等のリスクを高めます。

最新の集計によると、1日に3合以上(多量)飲酒している割合、肝臓がんの医療費ともに西原町は高い水準にあります。

	西原町	沖縄県	全国
1日に3合以上飲酒している割合	8.5%	8.8%	3.8%
肝臓がんの年間総医療費	約3,000万円	約1,400万円	約2,000万円

<参考 国保データベースシステム(令和6年度)>

1日の適正飲酒量である純アルコール20g(1合)は、どれくらい?

 ビール 度数:5% 量:500ml	 缶チューハイ 度数:5% 量:約500ml 度数:7% 量:約350ml	 ワイン 度数:14% 量:180ml	 泡盛 度数:25% 量:110ml
--	--	--	---

※女性はこれらの半分の量です

飲み会で、つい飲みすぎてしまわないために

お酒を多く飲みすぎないために、事前に対処法を考えておくことは大切です。下のリストを参考にしながら、飲みすぎによる健康リスクを予防していきましょう!

飲み会で飲みすぎないためのコツ

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> バランスの良い食事を一緒に摂取する | <input type="checkbox"/> 水やノンアルコール飲料と交互に飲む |
| <input type="checkbox"/> 適正飲酒量を大幅に超えないようにする | <input type="checkbox"/> お酒を注がれないようにコップやグラスを空にしない |
| <input type="checkbox"/> 周囲に減酒することを宣言する | <input type="checkbox"/> 帰宅時間を、あらかじめ決めておく |

お酒の量を“適量にする”ことで、検査値や体調の改善など、イイことがたくさん待っています。ぜひ、お試しください!

お問い合わせ：健康保険課 保健予防係 TEL:098-911-9163



令和8年度 償却資産の申告をお忘れなく!

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産です。

西原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人・個人事業主が申告対象です。令和8年1月1日現在で所有している資産状況を申告してください。

※個人で設置している10kW以上の再生可能エネルギー(太陽光)発電設備(屋根等の建材と構造上一体でないもの)も償却資産に該当します。

※町内事業者に事業用として貸し付けている資産を所有している法人・個人事業主も対象です。

申告期間 令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※正午～午後1時及び土・日・祝日は除く

申告場所 税務課資産税係の窓口

償却資産の種類

構築物		機械及び装置	船舶	航空機	車両及び運搬具	工具、器具及び備品
構築物	建築付属設備					

※詳細は西原町ホームページを確認、または下記までお問い合わせください。

お問い合わせ：税務課 資産税係 TEL:098-945-4729

[詳細はこちら](#)



固定資産税についてのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日の現況を基準として課税されます。

◎家屋の新・増改築や取り壊した場合

家屋を取り壊しても届出をしていない、あるいは滅失登記をしていない場合、把握できない事がありますので、家屋の新・増改築及び取り壊しがあった場合は、届出してください。

◎下記のように土地の地目・用途等を変更した場合は届出してください。

- ・宅地、原野を畑、資材置場等に変更したとき
- ・店舗、工場、事務所等を住宅等に用途を変更したとき
- ・住宅等を店舗、工場、事務所等に用途を変更したとき
- ・構造上1戸の家屋を増改築等で2戸へ変更したとき

不動産に関するルールが大きく変わりました

相続登記が義務化される制度が、令和6年4月からスタートしています。

詳しくは那覇地方務局ホームページをご覧ください。

[詳細はこちら](#)

お問い合わせ：税務課 資産税係 TEL:098-945-4729



お好きな新車にお得に乗れる!!

沖繩トヨタ自動車 特約店!!

 タイムズ タント Xグレード 月々¥14,000(84回払い) ボーナス払い50,000円×年2回 (頭金300,000円)	 トヨタ ライズ Xグレード 月々¥18,000(84回払い) ボーナス払い60,000円×年2回 (頭金300,000円)	スズキ・ダイハツ・スバル 新車販売・新車リースもご案内できます!!
---	--	--

サンエー西原シティむかい 西原町小那覇269番地 西原自動車販売株式会社 ☎098-945-4737

大岡火災代理店 A共済代理店 教職員共済指定工場